

【参考】認可外保育施設に備えるべき書類

(認可外保育施設指導監督基準より「居宅訪問型保育事業」においても必要な書類)

※立入調査当日、用意する書類として参考にご確認ください。

別表1 指導監督基準項目	
【運営管理】	
3 (4)	地震・火災等の災害発生時における対処方法等について定めた業務マニュアル
5 (2)	研修計画、研修実施記録
7 (4)	職員健康診断記録（採用時、定期健康診断）
7 (9)	安全計画
8 (1)	施設・サービス内容の提示
8 (3)	サービス利用契約書
9 (1)	履歴書（氏名・連絡先がわかるもの） 資格証明書（保育士証等）、研修修了証の写し 労働者名簿（採用年月日がわかるもの） 雇用契約書（就業規則） 勤務予定・勤務実績がわかるもの 賃金台帳 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類
【保育内容】	
5 (1)	保育の内容についての業務マニュアル
5 (3)	連絡帳又はこれに代わる方法による連絡の記録 緊急連絡票（保護者の緊急連絡先がわかるもの）
7 (6)	感染予防策について定めた業務マニュアル
7 (7)	乳幼児突然死症候群に対する注意事項を定めた業務マニュアル
7 (9)	安全確保に関する事項について定めた業務マニュアル 事故記録簿
9 (2)	利用乳幼児に関する書類（乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日、健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録）

上記の表に記載の書類の他、要綱別表2評価基準の調査項目の確認のために、書類の提示等をお願いする場合があります。

（例）

- ・防災上必要な措置を講じるための定期的な訓練の実施記録
- ・救命処置が可能となるような実技講習の実施状況がわかるもの
- ・検便実施記録（食事の提供を行う場合）
- ・損害賠償保険加入証（加入している場合）